

令和 8 年 2 月 1 2 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：アクア株式会社
住所：滋賀県長浜市下之郷町 7 0 9
2. 入札参加資格停止期間：令和 8 年 2 月 1 2 日から令和 8 年 2 月 2 5 日まで（2 週間）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1
4. 事実概要：
アクア株式会社及び同社従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴され、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金 2 0 万円の略式命令を受け、令和 7 年 6 月にそれぞれ刑が確定した。
5. 入札参加資格停止措置理由：
上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 1 第 8 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 1

措 置 要 件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から 2 週間 以上 2 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分	
地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課